

法務委員会 質問要旨

2017年4月28日

民進党 階 猛

1. 今後の本法案審査における政府参考人の取扱いについて（法務委員長）
2. 衆院規則 45 条の 3「細目的又は技術的事項」の解釈について（法務委員長）
3. 「テロ準備行為」というレッテル貼りが国民の自由な言論を委縮させる可能性についての認識（法務大臣）
4. 実行準備行為は構成要件の要素としているが、今回の「共謀罪」の捜査は実行準備行為の後に行われるのか（法務大臣）
5. 実行準備行為に当たる行為が対象犯罪の実行計画に基づくものかどうかは、いつどのように判断するのか（法務大臣）
6. NSA は「XKEYSCORE」という監視システムを日本側に提供したか（防衛省政務三役）
7. 「通信の秘密」を侵害する任意捜査の手法は、「共謀罪」を含む犯罪一般の捜査に用いられないという理解でよいか（法務大臣）
8. 「共謀罪」の対象犯罪のうち通信傍受の対象となるものについては、当該犯罪の「共謀」の有無を確認するための通信傍受ができるのではないかと（法務大臣）
9. 「共謀」の当事者二人のうち、一方が「共謀」を認め、一方が「共謀」を否認している場合、前者の証言で「共謀」を認定できるかと（法務大臣）
10. 自首による刑の減免規定や刑事免責制度により、「共謀罪」の冤罪の危険は大きいのではないかと（法務大臣）

以上